

令和4年第12回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和4年12月23日(金) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時00分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信	議事参与制限委員数	1名	傍聴者数	1名				
出席した事務局職員	事務局長：堀口 二三夫 事務局長補佐：高橋 和宏 主事：渡辺 玲香								
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	松原 良治	欠	9	藤牧 重徳	○	推4	西口 学	○
	2	原口 幸雄	○	10	坂本 等	○	推5	福嶋 志信	○
	3	長谷川 隆	○	11	野村 清太郎	○	推6	安達 彰	○
	4	四方田 芳泰	○	12	佐藤 文雄	○	推7	町田 貴	欠
	5	町田 雅文	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	伊藤 光雄	○
	6	松本 由紀子	○	推1	金井 豊	○	推9	筑 幸広	○
	7	関根 豊	欠	推2	堀内 康男	○	推10	新井 美範	○
	8	木村 豊	○	推3	金井 眞澄	○	推11	須川 朋和	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p>
	議 長	<p>ただいまから、令和4年第12回農業委員会の総会を開会したいと思います。 出席委員は、13名中11名の出席です。定足数に達していますので総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
議事 日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名人を指名します。 議事録署名人は、2番 原口委員、3番 長谷川委員をお願いいたします。 書記は、事務局の高橋君、渡辺君を指名いたします。</p>
日程第2 第41号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に入ります。 第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 農地法第5条第3項の規定により、別紙許可申請に対する意見を決定したいのでこの案を提出するものです。事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>申請番号1番についてご説明いたします。 土地の所在や面積、申請者の氏名等につきましては、議案書3ページに記載のとおりです。申請地につきましては、議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。 申請地の現況につきましては、耕作している様子はありませんが保全管理はされており、違反等は確認できませんでした。 申請地は〇〇から300m圏内にあることから農地区分は第3種農地と判断いたしました。第3種農</p>

会議事項	発言者	顛末
	<p>議 長</p> <p>藤牧委員</p> <p>議 長</p> <p>原口委員</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>地の転用は、原則許可とされております。</p> <p>譲受人は主に住宅工事や不動産販売を営む法人で、住宅を所有したいと考える方々に、豊かに生活できる物件を提供するため、申請地に建売住宅6棟を建設する計画での申請となります。詳しくは6ページの土地利用計画図をご確認ください。</p> <p>なお、事業の実施にあたり、開発協議について建設課と調整済みとなっております。</p> <p>また、事業に要する資金は自己資金で対応とし、金融機関発行の残高証明書が添付されております。説明は以上になります。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があれば申し上げます。</p> <p>特にございません。</p> <p>それでは質疑に入りたいと思います。</p> <p>申請番号1番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p> <p>今回の図面では排水は道路側溝へ放流とありますが、他の案件では地下浸透する場合がありますが、どのように違うのですか。</p> <p>転用の案件によると思うのですが、例えば太陽光発電などのように排水が出ないものでは、雨水の処理方法を地下浸透とするものはよくあります。しかし、今回のような住宅の生活雑排水については、地下浸透は原則認められませんので、浄化槽からの排水は側溝等へ放流するということになります。</p> <p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第41号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第42号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について</p>	議長	<p>〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第41号議案1番については、許可相当と意見を付して県知事に進達いたします。</p>
	議長	<p>続きまして、日程第3に移ります。 第42号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について を議題とします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定したいのでこの案を提出するものです。 なお、福島推進委員は議事参与の制限に該当しますので、別室で待機をお願いします。 〔福島委員退室〕 それでは、事務局は説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>説明の前に資料の修正をお願いします。議案書18ページの101番ですが、取り下げとなりましたので、削除をお願いします。 それでは、説明に入らせていただきます。議案書8ページから始まる本計画は、令和4年度における農地中間管理事業の重点地区である植竹・八日市・元阿保地区で集積された農地と、個別推進で集積された農地について、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けるための利用権を設定するものになります。 集積面積は、重点地区内の農地が54筆93,295㎡、個別推進した農地が47筆73,358㎡となっております。 なお、重点地区内の農地1筆については分割して2筆扱いで集積するため、議案書の一覧には103筆分の記載がありますが、81番と103番は同一の筆となります。101番を削除しているため、対象件数は102件で、うち1筆が重複のため対象農地は101筆となります。 説明は以上になります。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。
	農用地利用集積計画（案）について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。	
	木村委員	以前は集積計画と配分計画を同日に審議していたと思いますが、今回はやり方を変えたのですか。
	事務局	例年では1月に集積と配分をご審議いただいておりますが、県や農林公社とスケジュール調整したところ、別々の月が良いということにして、12月に集積計画を、1月に配分計画を上程することとなりました。
	木村委員	農地の面積が小さい筆も入っていますが、こういう農地は配分先が見つからないということで以前は除外されていたと思いますが、この辺は問題ないですか。
	事務局	配分先も決まっておりますし、公社とも調整しておりますので問題ないと思います。
	議長	ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。
	議長	第42号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議長	全員賛成ということで、第42号議案については原案のとおり決定いたします。 審議が終了しましたので、福嶋推進委員の退席を解きます。 〔福嶋委員入室〕
	議長	第42号議案については、原案のとおり結審しましたので報告します。
	議長	以上で全ての議案審査が終了しました。慎重審議ありがとうございました。

会議事項	発言者	顛末
協議・報告事項	議長	(なし)
閉会	事務局	<p>最後にその他になります。事務局よりお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第11回総会での質問の回答について 〔省略〕 ・令和5年第1回総会について 〔省略〕
	議長	<p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>